

4 宇市人第 4 2 7 号
令和 4 年 7 月 2 1 日

宇治市職員労働組合
執行委員長 福田 洋祐 様

宇治市長 松村 淳子

提起書

国家公務員の定年が段階的に 6 0 歳から 6 5 歳へと引き上げられることなどに伴う対応について下記のとおり提起する。

記

1. 定年の段階的引き上げ

令和 5 年度から、職員の定年を現行の 6 0 歳から 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げ、令和 1 3 年度以降は 6 5 歳とする。

現行	令和 5・6 年度	令和 7・8 年度	令和 9・10 年度	令和 11・12 年度	令和 13 年度～
6 0 歳	6 1 歳	6 2 歳	6 3 歳	6 4 歳	6 5 歳

2. 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入に伴い、係長の職にある者は、同級の係長以外の職に異動させる。

【参考】

管理職手当の支給を受ける者は、6 0 歳に達した年度の翌年度から 5 級の職に異動させる。

3. 給与の取扱い（60歳に達した日後の最初の4月1日以後）

（1）給料月額（調整額含む）

当分の間、適用される給料月額に100分の70を乗じて得た額とする。

【参考】

管理監督職勤務上限年齢による降任等をされた場合、上記のほか管理監督職勤務上限年齢調整額を給料として支給する。

（2）諸手当

- ・給料月額に連動する次の手当については、適用される給料月額に100分の70を乗じて得た額を元に算定して支給
 - ・地域手当
 - ・時間外勤務手当
 - ・休日勤務手当
 - ・夜間勤務手当
 - ・期末手当
 - ・勤勉手当

- ・給料月額に連動しない次の手当については、現行と同額を支給
 - ・扶養手当
 - ・住居手当
 - ・通勤手当
 - ・特殊勤務手当
 - ・単身赴任手当

4. 高齢期における多様な職業生活設計の支援

（1）60歳に達した日以後、定年前に退職した者の退職手当

その者の非違によることなく退職した場合、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定

（2）新たな再任用制度

定年前再任用短時間勤務制度及び暫定再任用制度を導入するが、勤務条件等については従前のおりとする。

ア. 定年前再任用短時間勤務制度

60歳に達した日以後、定年前に退職した者を短時間勤務の職に採用することができる制度。

イ. 暫定再任用制度

定年が段階的に引上げられる経過期間において、定年後65歳まで再任用できるよう、現行の再任用制度と同じ仕組みを措置する制度。

(3) 情報提供・意思確認制度

職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳に達する日以後に適用される任用、給与等の情報を提供し、誕生日以後の勤務意思又は退職意思を確認する。

5. 実施時期等

関係条例及び規則の公布の日から実施する。

(令和5年4月1日からの実施を予定)